

## 平成 22 年度地域おこし研修会受託事業実施要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、財団法人地域活性化センター（以下、「センター」という。）の様々な人材育成事業のノウハウを活かして地域の活性化に資することを目的とする研修会を共同開催するために、事業の受託に関する必要な事項を定めるものとする。

### 第2 対象団体

対象団体は、次の団体とする。

- (1) 地方公共団体
- (2) 広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会
- (3) 観光協会（連盟）等（地方公共団体が共催又は後援をする場合に限る。）

### 第3 対象研修会

受託の対象とする研修会は、講演会にグループワーク等を付加し、受講生が主体的にかかわる研修会とする。

### 第4 経費負担

センターの経費負担は、原則として、講師に要する経費のうち、謝金の2分の1、交通費の全額、宿泊費の全額とする。

### 第5 研修会の委託の申請

この事業により研修会の委託を依頼する団体の長は、財団法人地域活性化センター理事長（以下「センター理事長」という。）に平成 22 年 2 月 10 日までに平成 22 年度地域おこし研修会受託事業申請書（第 2 の (1) 及び (2) については様式第 1 号、(3) については様式第 2 号）を提出するものとする。

但し、募集枠に余裕がある場合は、追加募集を行うこととする。

### 第6 受託の内定

センター理事長は、送付された受託事業申請書の内容を審査し、予算の範囲内で委託を受ける事業を内定するものとする。

- 2 センター理事長は、前項により受託を内定した場合は、その旨を、団体の長に内示するものとする。

### 第7 委託契約の締結

センター理事長と受託の内示を受けた団体の長は、委託契約を締結するものとする。

### 第8 委託金の支払

団体の長は、当該受託事業完了後に送付されるセンター理事長からの請求書を受領してから 30 日以内に、委託金を支払うものとする。

### 第9 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の運営及びその他事業に関し必要な事項はセンターが別途定める。